

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会

# 岐 阜 支 部 規 約



平成21年4月1日

一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 岐阜支部  
〒502-0912 岐阜県岐阜市西島町8番10号

## 一般社団法人 岐阜県損害保険代理業協会 岐阜支部規約

### (名称及び事務所)

第1条 この団体は、一般社団法人岐阜県損害保険代理業協会（以下県代協という）  
岐阜支部（以下支部という）と称し、事務所を県代協事務局内に置く。

### (目的及び組織)

第2条 1. 支部は、その官轄地域内に営業所または住所を有する県代協正会員を  
もって組織する。  
2. 支部は、地域に密着し、事業活動を推進すると共に、県代協の事業  
目的遂行のため最善の努力を行い、併せて正会員相互の親睦を図る  
ことを目的とする。  
3. 支部は、東・西・南・北の4ブロックに分け、各会員の知識向上を目指す。

### (役員)

第3条 支部に次の役員を置く。

- |        |     |         |    |          |    |
|--------|-----|---------|----|----------|----|
| ① 支部長  | 1名  | ② 副支部長  | 2名 | ③ 会 計    | 1名 |
| ④ 会計監査 | 1名  | ⑤ ブロック長 | 4名 | ⑥ 副ブロック長 | 4名 |
| ⑦ 監 事  | 若干名 |         |    |          |    |

### (役員を選任)

第4条 1. 役員は、支部総会において正会員及びその受任者から選任する。  
2. 支部長・副支部長・会計・会計監査・監事は役員会において役員の中  
から互選し、ブロック長・副ブロック長は各ブロックより選任して、  
支部総会の承認を得るものとする。

### (役員職務)

第5条 1. 支部長は、支部を代表して支部に関する会務を統括し県代協との連携  
にあたる。  
2. 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はその職務を代行する。  
3. 会計は、支部の会計全般を処理しこれを支部総会に報告する。  
4. 会計監査は、支部の会計処理を監査し支部総会に報告する。  
5. ブロック長は、ブロックを代表して支部との連携にあたる。  
6. 副ブロック長は、ブロック長を補佐する。  
7. 監事は、支部の庶務を担当し監督を行う。  
8. 役員は、役員会を組織し支部に関する会務を審議する。

### (顧問及び相談役)

第6条 1. 支部に顧問または相談役若干名を置くことができる。  
2. 顧問及び相談役は、役員会の推薦により支部長が委嘱する。  
3. 支部長を退任したる者は、役員会の推薦により監事とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(補充により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。)

(会議)

- 第8条
1. 支部は、支部総会・役員会・ブロック会をもって運営する。
  2. 支部総会は、毎年4月に開催し役員会は必要に応じ支部長が召集する。
  3. 支部総会または役員会の議長は、その会合において出席者の中から選任する。

(総会の付議事項)

第9条 支部長は、以下の事項を支部総会に付議する。

- ① 会務報告
- ② 収支決算及び予算
- ③ 規約の変更
- ④ 役員選任
- ⑤ その他重要と認めた事項

(議決)

- 第10条
1. 支部総会及び役員会における決議は、出席者(委任状を含む)の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は議長の裁決による。
  2. ブロック会は、会員相互の研鑽・討議意見交流及び親睦の会合とする。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(支部経費)

第12条 支部の経費は、県代協規定による支部費及びその他の収入をもってあてる。

(その他)

第13条 本規約に定めなき事項については、県代協の諸規則に準ずるものとする。

(附則)

第14条 本規約は平成17年4月1日より施行する。

本規約は平成21年4月1日より一部改定する。